

「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」
議事録

日 時： 平成 22 年 12 月 15 日（水） 15:00～16:00

場 所： 熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室

出席者： 国 藤澤河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長

喜安熊本河川国道事務所長

県 戸塚土木部長

流域市町村 （^{くまもと}熊本市）佐藤河川課長、（^{あそ}阿蘇市）宮川副市長、（^{おおつ}大津町）上田副町長

（^{きくよう}菊陽町）矢野産業建設部建設課建設係長、（^{たかもり}高森町）宇藤副町長

（^{みなみあそ}南阿蘇村）市原副村長、（^{にしほら}西原村）坂本副村長

（司会）

それでは、皆様お揃いのようにございますので、ただ今より「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」を開催したいと思います。本日の進行を担当いたします、九州地方整備局河川部の森川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、参加の皆様方、報道の関係者の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料クリップをはずしていただきますと、議事次第が、一枚ものでございます。座席表一枚ものでございます。

このほか資料と致しまして右肩に番号を振っておりますが、「資料－1」と致しまして、本日の準備会の出席者の名簿、「資料－2」といたしまして、「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約（案）」、「資料－3」と致しまして、「今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめの概要」、「資料－4」と致しまして、「白川流域の概要」、「参考資料－1」と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討についての国土交通大臣から九州地方整備局への指示文書の写し」、「参考資料－2」と致しまして平成 22 年 9 月に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にてとりまとめられました「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」、「参考－3」と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目につきましての九州地方整備局長への通知の写し」。以上となります。

なお、センターテーブルにお座りの皆様には、熊本河川国道事務所の事業の概要、それから白川の斜め写真集、及び白川水系の立体模型図を配布しておりますので、適宜ご覧頂ければと思っております。

特に過不足はありませんでしょうか。

なお、本日のご出席の皆様方につきましては、本来は、お一人おひとりご紹介しなければなりませんけれども、「資料－1」で、ご出席の方々のお名前をご紹介しますので

で、ご紹介に代えさせていただきます。

それではまず、開会に当たりまして、ご挨拶をお願いできればと思います。九州地方整備局河川部長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。河川部長よろしく申し上げます。

(河川部長)

九州地方整備局河川部長の藤澤でございます。

本日は、年末のお忙しい中、「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(準備会)」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ダム事業につきましては、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、昨年12月に、東京の方で、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設けられ、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等の検討が進められ、本年9月、「中間とりまとめ」が行われました。

そして、9月28日、国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされ、立野ダムにつきましては、検討主体であります九州地方整備局におきまして、検証に係る検討を行っているところでございます。

後ほどご説明させていただきますが、ダム事業の検証に係る検討につきましては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して検証に係る検討を進めていくこととしております。そこで、本日の会議につきましては、立野ダムの検証に係る検討の進め方について、検討主体である九州地方整備局と関係する地方公共団体の皆様方との間で認識の共有を図るとともに、「検討の場」を円滑に進めていく上で整理しておく事などについて議論するため準備会を開催させていただきました。

検討の場の規約、構成員、検討の進め方などについて忌憚のないご意見を頂ければと思っています。

簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくご願ひ致します。

(司会)

ありがとうございました。それでは、3の議事に入ってまいりたいと思います。具体の議事に入ります前に、ダムの検証に至った経緯や、「今後の治水対策のあり方中間とりまとめ」につきまして、九州地方整備局 鈴木河川計画課長より、ご説明を申し上げます。鈴木課長よろしく申し上げます。

(河川計画課長)

九州地方整備局の河川計画課の鈴木でございます。

「今後の治水対策のあり方について(中間とりまとめ)」について私の方からご説明さ

せて頂きます。よろしくお願い致します。

資料につきましては、さきほども紹介ありましたが、お手元の「資料－3」「参考資料－1」「参考資料－2」「参考資料－3」をご覧ください。

まず、「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」がとりまとめられるに至った経緯をご説明させていただきます。まず、参考資料2「中間とりまとめ」の1頁「はじめに」をご覧ください。

はじめにの1ページ目の中程でございますけれども、読み上げてさせていただきます。

「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状をふまれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えの基つき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。

このため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が平成21年12月3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ね、このたび「中間とりまとめ」を作成するに至った。」とございます。次のページをめくっていただきますと、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の討議の経緯が記載されておりまして、第1回の平成21年12月3日から、第12回の平成22年9月27日の中間とりまとめまで12回の討議がなされたということでございます。

資料の3をご覧ください。

「中間とりまとめ」の概要というのは、資料3にまとめられている通りでございます。まず、第1章につきましては今後の治水対策の方向性ということで、ここにあげられていますような5つの方向性が示されております。財政逼迫等の社会情勢の変化、治水目標と河川整備の進め方等といった5つの方向性というのが第1章にまとめられているというところでございます。

下の方をみていただきますと第2章というところでございまして、こちらで個別ダム検証の理念についてということで、こちらにつきましては、先ほど冒頭、説明いたしましたような検証の背景等についてまとめられているというところでございます。

下の方をみていただきまして、第3章以降において、具体的な検証の進め方についてまとめられているところでございます。ここでお配りしております参考資料2、分厚い資料の16ページごらんください。16ページの下の所に3・2検証主体とございます。こちらの下から2行目から読み上げさせていただきます。

「個別のダム事業については、事業の再評価の実施主体にあわせて、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。具体的には国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要

請する。」とございます。今、読み上げさせていただきましたけれども、ここにございます、大臣から整備局長あての検討の指示というものが、お配りしております参考資料1になっております。

再度、資料3の方ご覧下さい。こちらで検証に係る検討手順についてご説明をさせていただきます。なお、個別の詳細につきましては、資料3をみていただきますと第4章といった章番号がございます。こちらの章番号が、参考資料2、あの分厚い資料の中間とりまとめの章番号に対応しております、ご参考にしていただければとおもいます。

では、資料の3で説明させていただきます。まず、左の方、第4章でございますけれども、必要に応じて検証対象ダム事業等の点検を行う、ということになっております。

右の方、この検証対象ダム事業の点検を踏まえまして、各ダム事業について、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持といった目的別の検討を行うことになっております。

目的別の検討につきましては、例えば洪水調節の場合の例というものが示されております。

まず、検証対象ダムを含む案と含まない複数の治水対策案の立案を行います。各治水対策案は、河川を中心とした対策に加え流域を中心とした対策を含めて様々な方策を組み合わせることで立案することとされております、参考資料2「中間とりまとめ」の第5章には、ダム、遊水地、雨水貯留浸透施設、霞堤等といった26の方策が提示されているところです。複数の治水対策案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することになります。

第5章下の方をみていただきますと、治水対策案が多い場合とございまして、その場合には概略評価をおこなうことにより、2から5案程度に対策案を抽出するということになります。

その上で、治水対策案を参考資料2の第7章に示しております、環境、コスト、実現性といった様々な評価軸毎に評価を行い、目的別の総合評価を行うことになります。目的別の総合評価の考え方については、「中間とりまとめ」の62ページに書いてありますので、こちらをご参考ください。

このような手順で目的別の検討を行いまして、第9章の9.2に載っております、総合的な評価を行うことになります。

資料3の赤く囲っているところの右側をご覧下さい。これまで検討を進める手順をご説明しましたけれども、検討を進めるにあたって、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置するということが書いてあります。また、情報公開、パブリックコメントを実施した上で、河川法の第16条の2河川整備計画策定過程に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くこととされております。

以上を実施した上で、検証主体は検証の対象となるダム事業の対応方針、つまり事業継続の方針又は中止の方針の原案を作成致します。そして、事業評価監視委員会の意見を聴いて、対応方針案を決定することとされております。

以上の検討結果、対応方針が、検証主体から国土交通大臣に報告をされることとなります。これが10.1に書いてございます。

国土交通大臣は、参考資料2の「中間とりまとめ」で示す、検証にあたっての共通的な考え方に沿って検討がなされたかについて、有識者会議の意見を聴きまして、最終的な対応方針を決定することとなります。なお、参考資料2の中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合には、検証主体に対して、再検討の指示がなされるということとなります。以上が検証の進め方でございます。なお、今回の検証にあたっては事業再評価の枠組みを活用することとされています。そして「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」を適用するとともに、別途「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というものが新たに定められております。細目につきましてはお配りしております参考資料3でございまして、さきほど説明した中間とりまとめで示しておりますような検討の手順とか手法を規定しております。実際の検証につきましては細目に沿って進められ、検証主体は対応方針案を策定することとなります。以上でご説明を終わります。

(司会)

ありがとうございました。ただいまのご報告でございますが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(司会)

それでは、本日の議事でございます「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約、並びに構成員につきましてご説明頂きます。鈴木課長よろしくお願ひします。

(河川計画課長)

はい。それではお手元にお配りしております「資料-2」の「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約(案)をご覧ください。こちらを読み上げさせていただきます。

「名称、第1条、本会は、立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(以下「検討の場」という。)と称する。

目的、第2条、検討の場は、検討主体(国土交通省九州地方整備局)による立野ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

検討の場、第3条、検討の場は、別紙-1で構成される。」別紙-1につきましては、後ろにつけさせて頂いております。

「2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。情報公開、第4条、検討の場は、原則として公開する。

2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

事務局、第5条、検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

規約の改正、第6条、この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

その他、第7条、この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

附則、この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。」めくって頂きまして別紙-1につきましては、「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成案」ということでございます。構成員として、熊本県知事様、熊本市長様、阿蘇市長様、大津町長様、菊陽町長様、高森町長様、南阿蘇村長様、西原村長様、検討主体につきましては、九州地方整備局長としております。注)といたしまして構成員および検討主体については代理出席を認めるものとさせて頂いております。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは規約並びに構成員につきまして、ご審議頂きたいと思っております。ご意見やご質問とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、規約につきましては、別紙-1の構成員の皆様方によりまして、施行するというので、附則の一番下でございますが、この規約は平成22年、本日の日付でございます12月15日から施行するというので、今後検討の場の議論は、この規約に基づきまして運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(司会)

それでは議事のほうでございますが、検討の進め方に入りたいと思っております。今後、規約に従いまして、検討を進めてまいるわけでございますが、具体の進め方の議論に入ります前に、検討の対象であります白川流域の概要並びに立野ダムの概要につきまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所の喜安所長よりご説明を申し上げます。それでは、所長よろしくお願い致します。

(熊本河川国道事務所長)

熊本河川国道事務所長の喜安です。私の方から白川流域の概要について説明いたします。

配布資料の「資料4」及び、席の方に置いております「白川流域立体地図」や「白川水系斜め写真集」を参考にさせていただきながら説明いたします。

それでは、皆さん御承知とは思いますが、流域の地形などについてお手元の「白川流域立体地図」を用いて簡単にご説明します。

白川は、この白川流域立体地図でこの中に細いピンク色の線それから茶色のシマシマの線が入っていると思いますがこのピンクの線が流域いわゆる、降った雨が白川に集まってくる範囲となっており、その約8割を阿蘇カルデラで占められております。

阿蘇カルデラに降った雨は、南側は南郷谷の「白川」、北側は阿蘇谷の「黒川」に流れ込みます、南阿蘇村の立野付近で合流しまして、その後大津町、菊陽町の中流部を流下し、熊本市街中心部を貫流して有明海へと注ぎます。

それでは、お手元に配布しております資料4を説明させていただきます。同じものをパワーポイントでスクリーンに映しておりますのでパワーポイントの方で説明いたします

まず1ページ目になります。白川流域というのを、上段の枠囲みで書いていますが、幹線流路延長が74km、流域面積480km²、流域2市3町2村の流域内人口は約13.4万人の一級河川です。

河口から約17kmの熊本市街部の区間については国が直轄管理しております。それから上流の白川それから黒川につきましては、一部区間を除き熊本県で管理していただいております。

流域を上流から順に見ていきます。写真右上から時計回りに説明いたしますけど、阿蘇谷の黒川は比較的緩勾配で、左右に水田が広範囲に広がっているエリアでございます。

一方、南郷谷を流れます白川上流部は、やや急勾配となっております、谷底を川が流れるような形態となっております。

白川中流部の大津町、菊陽町の沿川につきましては、河岸段丘状に広がる田畑の間の低地部分を白川が流下しております。

熊本平野に出ますと扇状地を形成し、熊本の都市機能が集中する熊本市街部を貫流しております。

下流部沿川は、市街化が進んでおりまして、河川は緩やかな蛇行を繰り返しながら、有明海へと注ぎます。また河口域は干満差の激しい有明海に注いでおりまして、豊かな干潟環境などが形成されております。

市街の中心部から下流に至る区間では、洪水時の水位が沿川の地盤高よりも高いことから、もし氾濫すれば後ほど説明いたします昭和28年の大水害に見られるように広範囲に洪水流が拡散するような地形となっております。

次に、白川流域の地質の特徴です。凡例を見ていただくとお分かりになりますように、ほぼ全域が火山に由来する地質で覆われております、阿蘇山の噴火等により形成さ

れた火山岩類や火砕流堆積物、あるいは、阿蘇山が形成される前の先阿蘇火山岩類と呼ばれているもので形成されております。雨水の浸透能が高いことが白川流域の特徴になっております。

次に白川流域の気候についてですけれども、白川の下流部の熊本地方については、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸型の気候となっております、上流の阿蘇地方につきましては阿蘇外輪山に囲まれ海拔高度が 400m を超す山地型の気候となっております。

白川流域における降雨量ですけど、流域の大半を占めます阿蘇地方の降雨量に支配されます。年降雨量で見ますと、上流の阿蘇山では 3230.1mm、下流の熊本では年降雨量が 1975.3mm となっております、その差が約 1200mm 強となっております。

次に白川流域及び想定氾濫区域の人口・資産についてですけれども、左側の棒グラフは白川流域内の人口を示しております。年々増加傾向にあります。

右側のグラフの左側ですけれども、白川の想定氾濫区域内の人口を示しております。約 31 万人ということで、九州の一級水系の中では筑後川に次ぎまして 2 番目となっております。また、想定氾濫区域内の資産につきましても約 5.2 兆円ということで、筑後川に次いで 2 番目となっております。

白川流域の自然環境は、これも上流の右上の写真から時計回りにご説明しますけれども、上流域は阿蘇山及び阿蘇カルデラのほぼ全域が「阿蘇くじゅう国立公園」に指定されております。雄大な火山景観、牧草地や草原で覆われた山腹景観となっております。また、白川水源を代表とする清浄な湧水源や、内ノ牧温泉などの温泉群など優れた観光資源を有しております。

白川と黒川の合流地点の峡谷には、天然記念物に指定されている「北向谷原始林」という、植林等の手が入っていない自然林があります。

中・下流域においては、金峰山県立自然公園の一部であります立田山のヤエクチナシ自生地や熊本市街部の白川沿いの緑地などが地域住民に親しまれております。

次に、白川流域の河川利用についてご説明致します。

これは、国が管理している区間についてのご説明になりますけれども、白川は市街部の中の貴重な緑豊かなオープンスペースとして、散歩に利用されたり花見に利用されたりと人々の憩いの場として活用されております。

一方、下流域では高水敷が広くグラウンドやグライダーの滑走路等の広いスペースを利用した河川利用が行われております。

また、市街部の区間でも、釣りやカヌー等の川の中を使った河川利用が行われております。

続いて、白川の主な洪水被害について説明します。

戦後の主な洪水の中で最も甚大な災害は、昭和 28 年 6 月 26 日の大洪水です。

総雨量が約 640mm もの雨が降りまして、阿蘇地方の各所で山崩れが起き、「ヨナ」と呼ばれる微細な火山灰が大洪水と共に流下・氾濫しまして、甚大な水害が発生しました。

犠牲者が 422 名、橋梁の流失が 85 橋、浸水家屋 31,145 戸という未曾有の被害でした。

この大洪水の最大流量は「土木学会・西部支部」の調査によると、洪水痕跡から 3,200～3,400m³/s と推定されております。

この大洪水を契機にしまして、白川の市街部区間を国が直轄管理することとなりました。次に、近年の主要な洪水と致しまして、昭和 55 年 8 月及び平成 2 年 7 月の洪水があります。

昭和 55 年 8 月 30 日の洪水では黒川で最大 666mm、代継橋地点の最大流量が約 1,500m³/s を記録しております。被害につきましては、死者・行方不明者 1 名、床上・床下浸水を合わせて 6,785 戸の被害が発生しました。

また、平成 2 年 7 月の洪水では白川流域では 24 時間で 334mm、時間最大 53mm の雨が降ったために、代継橋地点の最大流量で約 1,800m³/s を記録しております。被害については、特に黒川沿川の旧一の宮町と旧阿蘇町で甚大で、死者・行方不明者 14 名、床上・床下浸水を合わせて 3,814 戸の被害が発生しました。

資料には載せておりませんが、平成 19 年 7 月の出水時には、幸い溢水はしなかったのですけれども、市街部で溢水の危険性がある、「避難準備情報」が発令されております。

続きまして、白川の治水事業の沿革についてご説明致します。

先ほども申しました通り、白川は昭和 28 年の大水害を契機に、昭和 29 年に国が「白川水系改修基本計画」を策定し、昭和 31 年から小碓橋より下流区間を国が直轄管理することとなりました。このときの計画は計画高水流量を子飼橋地点で 2,500m³/s、目標とする確率規模は 1/80 となっております。

その後、昭和 39 年の河川法改正に伴いまして、昭和 42 年に「白川水系工事实施基本計画」が策定されました。このときの計画は「白川水系改修基本計画」を踏襲いたしまして、子飼橋地点で 2,500m³/s としました。

昭和 55 年には、資産の集積等が進んだことから、「白川水系工事实施基本計画」を改定しました。代継橋地点における基本高水のピーク流量を昭和 28 年洪水相当の 3,400m³/s といたしまして、昭和 54 年に実施計画調査に着手しました立野ダムにより洪水を調節し、代継橋地点で 3,000m³/s の洪水を安全に流すことができるような計画に改定をいたしております。

同じく昭和 55 年には、先ほどご説明した 8 月の洪水がありました。激甚災害対策特別緊急事業が採択され、氾濫被害が発生した市街部下流の一連区間を約 5 年間かけて改修し、流下能力を約 1,500m³/s まで向上させました。

その間の昭和 58 年には立野ダムが建設事業に着手致しております。

また、平成 2 年の洪水や、平成 11 年の高潮災害などが発生していますので、河川改修につきましても着実に進めております。

その後、河川法改正に伴い、平成 12 年には既定計画を踏襲した「白川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 14 年には、今後 20～30 年の間の目標と実施内容を記しました

「白川水系河川整備計画」が策定されました。平成 15 年から市街部区間を「緊急対策特定区間」として鋭意河川改修を進めているところでございます。

ここで河川改修の進め方の考え方について補足させていただきますけれども、この表には計画の数字が 3000m³/s、2000m³/s、1500m³/s という数字が出てきておりますけれども、白川の場合、最終目標流量は基本方針でございます 3000m³/s でございます。その整備途上の過程で、段階的に 1500m³/s や 2000m³/s などの整備目標流量を決めて改修を進めています。その際には最終目標流量を念頭に置いた河道計画を立案しまして、事業の手戻り、例えば、目標流量が増えるごとに追加買収を重ねる等が生じないように効率的に進めている事を補足させていただきます。

次に、これまでに行った主な改修事業についてご説明致します。

写真の左側ですけれども、白川では戦災や昭和 28 年水害後の社会の混乱期に河川敷地を無断使用したいわゆる不法占用の住家が立ち並びました。このため関係機関が連携して、昭和 40 年代より不法占用の是正を本格的に実施しまして、昭和 60 年代には概ね移転が終了し、随時河川改修を実施しております。

右上段ですけれども、昭和 55 年水害対応で実施した激甚災害対策特別緊急事業を紹介しております。右上の図の赤線の区間につきまして 1,500m³/s 対応の河川改修を約 5 箇年で実施しました。

この 1 2 ページの写真ですけれども、下流の十禅寺地区、それから市街部の九品寺地区のそれぞれ改修前・改修後の写真でございます。着実に河川改修を進めてきたところです。

次に県区間の黒川の改修ですが、平成 2 年の大洪水をきっかけに、「黒川激甚災害対策特別緊急事業」を実施しまして、平成 2 年から約 5 箇年をかけて河川改修、遊水地整備・貯木場整備・橋梁架け替えが実施されたところでございます。

続きまして、「白川水系河川整備計画」の概要についてご説明致します。

河川整備計画は、今後 20～30 年間の間の目標を決めまして、その事業メニューを定める法定計画で、平成 14 年 7 月に策定をされております。

白川水系河川整備計画では、近年発生致しました昭和 55 年 8 月及び平成 2 年 7 月の洪水を安全に流下させる事を目標としておりまして、目標流量は代継橋地点で 2,300m³/s、これを立野ダム及び黒川遊水地群によりまして 300m³/s の洪水調節を行いまして、残りました 2,000m³/s につきましては河道の整備の方で対応するという事になっております。

具体的な整備につきましては、各ブロック毎に右側の中段以下に記載していますのでご覧ください。ちなみに阿蘇ブロックには、現計画上立野ダムの建設を位置づけております。

今述べました河川整備計画に基づき、現在白川で実施中の事業をご説明致します。

下流からいきますと写真の左側になりますが、白川左岸河口付近の高潮堤の整備、それから次に写真の右下になりますけれども、新土河原や薄場地区等におきまして引堤工事を鋭意実施しているところでございます。

続きまして、下側の写真の J R の白川第 1 橋梁ですけれども、こちらにつきましては架

替が終了したところでございます。現在、新橋を供用開始したところです。

それから写真の右側ですけれども、白川市街部の大甲橋の上流部になりますけれどもいわゆる「緑の区間」と言われているところですが、ここにつきましても、概ね堤防の整備が完成し、現在河岸の掘削を実施しているところでございます。

一方、上流の県管理の黒川ですけれども、遊水地の整備が順次進められております。小野遊水地、それから無田の遊水地が完成したということで伺っております。

続きまして、立野ダム建設事業の概要についてご説明申し上げます。

立野ダムは、白川沿川の洪水被害を防ぐことを目的とした洪水調節専用ダムです。特徴といたしましては、ダムにゲートが無く穴が空いていまして、通常は水を貯めない構造で計画を検討中です。

これによりまして、代継橋の基準地点におきまして、 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ の流量を立野ダムによりまして $400\text{m}^3/\text{s}$ 洪水調節を行います。河道の配分流量は残りの $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とする計画でございます。

なお、写真の下にですね※で注釈を入れております。先程、14ページでもご説明致しましたけれども、河川整備計画で対象とする流量は、河川整備基本方針で対象とする流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ よりも小さいと言うことで立野ダム等の効果につきましては、 $300\text{m}^3/\text{s}$ と言うことになりますけれどもダムの建設にあたりましては、手戻りがないよう河川整備基本方針対応のダムをつくるという計画となっております。また、ダム計画の諸元につきましては、左側に記載の通りでございます。

立野ダム建設事業の経緯ですけれども、昭和58年に建設事業に着手いたしました。その後、損失補償基準の妥結、地域整備に関わる協定の締結、水源地対策基金の設立等、事業に必要な諸手続きを進めてきたところです。昨年12月に「検証の対象ダム」に区分されまして現在に至っている状況です。

立野ダム建設事業の進捗状況ですけれども、昭和59年9月に宅地・建物、平成元年5月に農地山林の補償基準妥結をしておりまして、用地取得につきましては、熊本県等の保有地を残すのみで民有地につきましては100%完了、家屋移転につきましても全て完了しています。また、工事用道路につきましては83%、また、付替鉄道につきましては73%が完了している状況でして、一部の道路・鉄道の残事業の他にダム本体と仮排水路トンネルの工事が残っている状況です。

こちらが、立野ダム周辺を上空から見た写真になります。

黄色の着色のところが整備済みの箇所です。緑色の着色のところが未実施の箇所となっております。先程も申し上げましたが、左側中段の緑色部分であるダムの本体それから仮排水路トンネル以外につきまして、ほぼ概ね完了している状態でございます。

以上で白川流域の概要の説明を終わります。

(司会)

ありがとうございました。今の白川流域の概要及び立野ダムの概要につきまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか？

なければ、議事の検討の進め方に関連致しまして、鈴木課長よりご説明申し上げます。

(河川計画課長)

それでは、検討の進め方について、ご説明をさせていただきます。

今後の立野ダムの検討につきましては、規約にありますように、「立野ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、「参考資料-3」として配布しております「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして検討を進めて参りたいと考えております。

また、主要な時期においてパブリックコメントを行いながら進めていくことを考えております。

検討につきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の1ページ目 第3 再評価の実施 1 再評価の実施手続(1)の検証に係る検討手順に従いまして、総事業費、工期等のダム事業等の点検を行い、これを踏まえまして、立野ダム事業の目的であります、洪水調節について検討を進めて参りたいと考えております。第一回目につきましては、治水について検討を進めていきたいと考えております。

以上、検討の進め方でした。

(司会)

ありがとうございます。ただ今、ご説明しましたように、第一回目の検討の場の開催に向けまして、これから検証主体により必要な準備・検討等を進めてまいることとなります。

それでは、今日の議事でございます「検討の進め方」につきまして、これまでの説明も含めまして、ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますと思いますが、どなたからでも結構でございますので挙手をお願いします。

(熊本県)

熊本県土木部長の戸塚でございます。まず最初に確認をさせて頂きたいのですが、今後進められる検証作業において、立野ダムの工期とか事業費について、再度点検されるということかどうかについてご確認させて頂きたい。

(河川計画課長)

はい、お答え致します。私の方から、検討の進め方ということでご説明をさせて頂きましたが、再評価実施要領細目の検討手順に従いまして、ダムの総事業費とか工期といった、ダム事業の点検を行うということになります。

(熊本県)

はい、ありがとうございました。それでは意見ということで2点ほどご意見をのべさせて頂きたいと思っております。立野ダム建設事業ですけれども、これは白川改修の一環の事業ということでございますけれども、この白川における治水対策の全体的なスケジュールも示していただけないかというような意見でございます。もう1点は、方針を決定するにあたりましては、今日、流域市町村の方がきておられますけれども、地域の意見をしっかりと聞いて頂きまして、そういった意見を最大限尊重して頂き、総合的な判断をして頂きたい。この2点でございます。一つは、これからのスケジュールを示して頂きたいということと、一つは要望に近いようなお話でございます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。1点目の工期・事業費につきましては先ほど河川計画課長が申しましたとおり、点検致しまして、次回以降の検討の場におきましてご報告をさせて頂くということにしたいと思えます。あと、治水の全体のスケジュール、あるいは地元の意見を尊重すべきというご意見を頂きました。それでは引き続きまして、他の市町村の方から何かご意見はありますでしょうか。熊本市さんから何かございませんか。

(熊本市)

熊本市の河川課長の佐藤でございます。今日は議会中で局長が出席出来ませんので代理でまいっております。実は、立野ダムにつきましては、今年の10月9日の大臣発言で、当日の4時には、熊本市長にコメントを求めると、記者会見を開けということで、市長は記者会見をやっております。その中で、市長は立野ダムが白川の治水上大変重要なものだというふうに認識しているということで、国の考えを聞きたいということで、その10日後には熊本県にも同席頂きまして、本省の方に行っております。また、10月の下旬ぐらいですけれども、私ども、南阿蘇、菊陽町、大津町、熊本市で期成会を作っております。そういった首長さんが全員集まりまして、ダムの促進を要望したという状況で、この中で市長が申し上げますのは、ダム以外のものであっても、要は治水効果が高いものを早く示してくれということで、先ほど熊本河川国道事務所長からもございましたけれども、熊本市の中心市街地を流れている白川が平成19年にもあわや溢水の状況に置かれておりますので、なんとか早く解消して頂きたいというお話をされております。一貫してダムがあるのか無いのかにしても治水効果が高いものを、是非早い時期に示して頂いて事業に着手して頂きたいというのが、最大受益地の熊本市としての考えでございます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。その他の市町村さんからご意見ありますでしょうか。

(阿蘇市)

上流の阿蘇市でございますが、あまり事業が長くかかりますと、せっかく計画していたものが10年先になりますと、上流の様相がもう変わってきて、また違う災害が出てくるものになるだろうと。具体的にどういう事かと言いますと、平成2年に起きた水害、局地的な水害ですが、人災も出ております。それは今まであまり想定されない場所で災害が起きています。というのはちょうど中間地点の阿蘇市には森林が多いわけです、それに手が今、全然入らない状態、いわゆる森林の墓地みたいになっているわけです。ここが非常に壊れやすくなっています。それが集中的な豪雨になって上から水が流れて、白川に流れ込んで災害につながっている。今、阿蘇外輪山でボランティアで、草の資源を守っている。要するに、感謝しているわけですが、地元の人だけでは、それでは出来ないような状態になっている。そうしますと、せっかく今、遊水池を3箇所整備されていて、地元では効果があると認識をしております。それで早く整備していただかないと、また10年先となると、また違う計画で国交省さんをお願いしないと、ということになってくる。先ほど熊本市さんも言われたように、ある目標を明確にしてある時期までには、ここまでは出来るというようにしてもらわないと、やはり防災のことも含めて、非常に懸念することが多いかと思う。今度、こういうことで関係市町村で打合せをしてもらうのは結構ですが、これがあまりにも時間がかかりすぎるとまた新しくやり直さないといかんということになりますので、そのへんの目標をはっきりして頂きたいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございます。そのほかご意見ありますでしょうか、大津町さんいかがでしょうか。

(大津町)

大津町役場の上田と申します。よろしくお願ひ致します。もう、今まで出てきたことだと思うのですが、今回、こういう「治水対策のあり方」ということで検討会がひらかれるということですが、いつごろまでに総合的な評価をして国の方に報告をしていくのか、そういうスケジュールというのがこの中に入っていないけれども、その辺の見通しというものを教えて頂ければと思います。よろしくお願ひします。

(河川計画課長)

お答えさせていただきます。検証にあたっては、予断無く検証を進めさせて頂くということで、今のところ明確ないつまでというようなスケジュールというのは、お示しできないという状況でございます。ただ、さきほどもご意見いただいておりますので、その辺は受け止めさせていただきまして検証を進めさせて頂きたいと考えております。

(司会)

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。菊陽町さん。

(菊陽町)

菊陽町の建設課の矢野と申します。検討の進め方という点ではございませんけれども、要望として、立野ダム建設事業、この点についてご意見させて頂ければと思います。菊陽町は昭和44年に町制を施行し「菊陽町」となりその後、昭和46年5月に熊本都市計画区域に含まれまして、住宅地の開発が進み、都市化の進展が始まりました。町の南東部に熊本空港を有し、九州縦貫自動車熊本インターに近接しており、空路、陸路の交通の要衝となっております。このような交通アクセス上の利点を生かしましてセミコン、テクノパーク等への大型企業の進出や土地区画整備事業等の社会基盤整備が積極的にすすめられておりまして人口も、順調に増加しております。平成22年11月30日現在で36,937人となっております。現在でも年間約1,000人程度増加しております。このような社会情勢の中で公共下水道の雨水整備事業により浸水の防除が進められております。本町の場合はすでに「武蔵ヶ丘団地」において5年確率を採用している点や現在進められている約100ヘクタール規模の土地区画整備事業にも5年確率で算出された雨水排出量を地下浸透を併用した流出抑制工法により調整池の整備を行っております。一般に下水道計画では降雨確率としては5～10年が採用されておりまして、河川計画50年と比べますと確率年は小さめでございます。これは、下水道は市街地の局地的な排水を目的とするものでございまして、仮に溢水が生じた場合でも局地的で短時間であることが多いためでございます。下水道計画での確率はその都市の雨水排水の実情を考慮して決定されているからでございます。しかしながら、近年の異常気象や宅地化の進展による流出係数の増大等の土地利用の変化に対して下水道雨水事業の計画の見直しを適宜行っておりますけれども、先に申し上げました地下浸透を併用した流出抑制工法により整備した調整池にも限界がございます。したがって住民の生命・財産を守り、今後の地域社会の発展のためにも河川整備計画における立野ダム建設事業の推進が必要不可欠であると考えます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。

高森町さんいかがでしょうか。

(高森町)

高森町です。私のところはダム地点からも上流の方で、特に河川整備とっていうものについては非常に利害関係のちょっと少し離れたところでございますけど、ただ阿蘇市も言わ

れましたように、同じく山の地形が最近変わってきておりまして農業形態も変わってきております。ということで私たちのほうも早く下流に対する整備が進めば、今の現状に対して、遅くなれば遅くなるほどやはり色々な計画が上流にも入ってくるじゃないかと思っており懸念するところがございますので、なるべく早く河川整備はやっていただきたいという気持ちがあります。特にダム下流の市町村は利害関係が相当大きいと思いますのでよろしくをお願いします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは南阿蘇村さん。

(南阿蘇村)

南阿蘇村は、ダム建設予定地の村でございます。立野ダムが昭和58年から建設が始まっております。もう30年近くになろうとしています。ぜひ、このダムにつきましては、ダム関連事業に伴う地域整備計画も約80パーセントほど完成し、残すところ本体の関連工事のみでございますのでぜひ早期な完成、そしてこの事業がスムーズにいきますように格段の努力を関係者のみなさまにはお願いしたいと思っております。

(司会)

ありがとうございました。

西原村さんいかがでしょうか。

(西原村)

西原の場合、流域ということになってはいますが、関わりとしては薄いかなという気が致しております。一般論と致しましてご質問ですけれども、冒頭、県の部長さんのほうから、今後事業費の見直しというか、その辺の話があったかと思うのですが、全体の事業費ベースの進捗状況、ダム本体に着工されるという段階のダムということなので、事業費ベースでだいたいどのくらいの進捗なのか。それとその事業費の見直しがだいたい、検討次第なのでしょうけれども、だいたいいつ頃になるのかなということ、それから、ダム本体だけを残すという段階のダムにおいて、予断を持たずに今後検討するということなので、どういうものが想定されるのかなと、いろんな堤防の嵩上げでありますとか、浚渫とか、遊水池ですか、いろいろありますけれども、おそらく立野ダムを検討されたときにそういう複合的な組合せを検討された上でのダム建設ではなかったのかなと、個人的に思っているのですが、私の場合、技術的に素人なので、その辺の大きな考え方というのを教えて頂ければなと思っております。

(河川計画課長)

はい、質問を2つ頂きました。一つが進捗状況の話がございましたけれども、進捗状況につきましては先ほど程喜安所長から話がありました、資料の4の10ページにございます。進捗状況についてはこのような状況になっております。事業費、工期につきましては、先程申し上げましたけれども、次回以降に、点検をするということでございますので、この中でご説明をさせて頂きたいと考えております。あと2点目ということで、どのようなダム以外の治水対策が考えられるかということでございますけど、先程少しご説明を詳しくさせて頂かなかったのですが、参考資料-2の「中間とりまとめ」の第5章で複数の治水対策案の立案というところでございます。ページで申し上げますと20ページ目、こちらで26の治水対策案というものが示されておりまして、これらの中から実現性等を評価しながら複数の治水対策案、組み合わせ等を検討していくというところでございまして、今までもダムを検討するにあたって、当然いろいろな代替案は検討してきたというところはございますけれども、特に今回中間とりまとめで示されている案で特徴的なものは流域対策というものが特に今までなかった形でとりまとめられたというところでございます。そのあたりも流域によってどこまで流域対策ができるかというのは、流域ごとの特徴があって変わってくることはございますけれども。いずれにせよ、ベースとしては26の対策を基に検討を進めていくということになると思います。

(司会)

よろしいでしょうか。

ただいま、構成員の皆様方に一巡ご意見頂きましたところでありますが、特に何か改めで有りますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日、規約・構成員につきまして了承頂きまして、本日より施行させて頂きませんが、なお、今後の検討の進め方につきましても皆様方からさまざまなご意見やご要望をいただいておりますので、これらをしっかり踏まえまして、次回以降、ご報告あるいは検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、これで本日の準備会を終了させていただきますのでありがとうございました。

了